



# りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 1 月 31 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／広東省】

## 横琴新区(珠海市経済特区内)での税制優遇等について

「珠海経済特区横琴新区条例」が、広東省・珠海市人民代表大会で承認され、2012 年 1 月 1 日より施行されました。条例は 6 章 65 条からなり、横琴新区における開発、建設、管理、運営などが規定されています。概要は以下の通りです。

### ◎ 「珠海経済特区横琴新区条例」の概要

項目	概要
第一章「総則」	横琴新区を高水準、かつ独創的に開発するため、法律や行政法規の原則と「横琴全体発展企画」に基づき、本条例を制定する。
第二章「管理体制」	横琴新区発展決策委員会を設立し、新区発展の重大事項は同委員会において決定する。
第三章「域内の協力体制」	珠海・香港・マカオ間の交通、人材、資金、ビジネス、観光、科学技術、教育、文化における一体化を推進する。
第四章「産業の振興」	・税制上の優遇措置 ① 海外から横琴新区に搬入する製造関連商品は、免税または保税扱いとする。 ② 中国大陸から横琴新区に搬入する製造関連商品は、輸出商品として扱われ、輸出増値税の還付を受けることができる。 ③ 横琴新区における企業間の商品取引については、増値税及び消費税を免除する。 ④ 奨励産業目録に該当し、資格要件を満たす横琴新区内の企業に対し、企業所得税を 15% に減免する。
第五章「法律による保障」	香港・マカオ法律問題専門家チームを設立し、両地の法律問題を研究する。
第六章「付則」	本条例は、2012 年 1 月 1 日より施行する。

【出所:全国人民代表大会 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 \* 禁無断転載